

# 群馬県児童虐待死亡事案検証報告書

令和4年11月

群馬県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会

児童措置・虐待対応専門部会

※本報告書については、プライバシーに配慮した取扱いがなされるようお願いします。

## 目 次

1 検証の目的	3
2 検証の方法	3
3 検証経過	3
4 事案の概要と経過	4
5 事案の検証における問題点・課題の整理	15
6 再発防止のための提言	17
7 終わりに	19

## 1 検証の目的

令和3年、群馬県A市内において、小学校3年の兄（以下「本児A」という。）及び小学校2年の弟（以下「本児B」という。）が母により刺殺された事案について、再発防止に寄与することを目的として検証を行ったものである。

## 2 検証の方法

- 検証は、事実の把握・分析等を行い、再発防止策を検討するために行った。
- 特定の機関、組織、個人の責任追及、関係者の処罰を目的とするものではない。
- 検証時に関係機関等から得られる情報の範囲において、検証を進めた。
- 検証の結果は、報告書にまとめ、国に報告するとともに、プライバシーの保護に配慮した上で公表する。

## 3 検証経過

第1回検証 令和4年3月22日

- ①検証の目的、進め方の確認      ②事例の概要及び経過の説明
- ③裁判の概要報告

第2回検証 令和4年5月12日

- ①裁判の概要報告      ②問題点・課題の抽出
- ③再発防止の取組検討

第3回検証 令和4年6月30日

- ①再発防止の取組検討      ②報告書（骨子案）の検討

第4回検証 令和4年8月4日

- ①報告書（案）のまとめ

#### 4 事案の概要と経過

検証の趣旨を損なわない範囲で、個人を特定できる情報を削除する等、プライバシーの保護に配慮した。

##### (1) 事案の概要

母子は転居前にB県内に住んでおり、母が心身の体調不良を訴えたため、同県児童相談所に相談。本児Aと本児Bは、同県内の児童養護施設に入所措置となった。

その後、母が内夫を頼り、群馬県A市内へ転居。生活が安定したことから、本児Aと本児Bの引き取りを希望する。

令和2年10月、母の転居先に本児Aと本児Bが家庭復帰し、B県児童相談所からのケース移管として、群馬県D児童相談所とA市で関わりを開始。

係属中の令和3年6月、A市内の内夫宅において、母が本児Aと本児Bを包丁で刺して死亡させた事案。

##### (2) 家族構成 (A市内にて内夫と4人で暮らす)

亡くなった父との間に本児Aと本児Bをもうける。

※ 家族関係及び年齢は事件当時のもの

実父 [H29年8月病死]

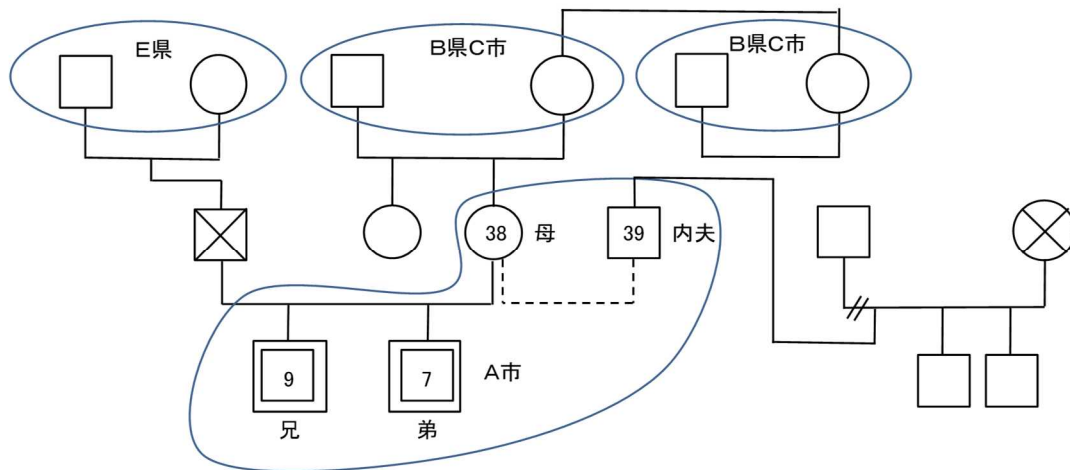
母 (38歳) ※精神障害者保健福祉手帳2級

本児A (9歳)

本児B (7歳)

内夫 (39歳)

ジェノグラム



(3) 事案の経過 (概要)

日時	群馬県D児童相談所	A市	B県児童相談所
R2. 9. 18		<b>B県児童相談所職員来所</b> ・母の養育困難理由でH30. 9から兄弟を一時保護、現在B県内の児童養護施設に措置入所中。 ・兄弟引き取り準備中の母と内夫が住むA市の家を訪問した帰り。10月中に関係者会議を持ちたい。 ・群馬県D児童相談所にも情報提供し、会議への参加をお願いしたい。	
R2. 9. 24	<b>B県児童相談所からTEL</b> ・児童養護施設入所中の児童が、R2. 10下旬に群馬県に転居予定のため、事前連絡。 ・A市にはB県C市から要対協間で移管予定。 ・母は複数の窓口があると混乱してしまうため、児相間では情報提供としたい。		
同日	<b>A市子育て支援課へTEL</b> ・B県からの電話内容を伝える。	<b>群馬県D児童相談所からTEL</b> ・同左。	
R2. 9. 24	<b>B県児童相談所へTEL</b> ・当所としては、ケース移管としたいこと及び10月上旬のケース会議には、当所も参加したい旨を伝える。 ・B県児童相談所としては、「本家庭は徐々によくなりつつある。A市からは一時保護の可能性について話があったが、その蓋然性は低い」との所見。		

日時	群馬県D児童相談所	A市	B県児童相談所
R2. 9. 25	<b>B県児童相談所からTEL</b> ・ケース移管として対応したいとのこと。 ・B県児童相談所は、ケース移管であれば1か月程度様子を見て終結、情報提供であれば2か月程度の在宅指導措置を予定とのこと。 ・当所としては、月1回の家庭訪問、A市と連携して係属開始する旨を伝える。	<b>B県児童相談所からTEL</b> ・ケース会議について、A市保健センターで実施とする。	
R2. 10. 8	<b>ケース会議</b> ・生活状況及び関係機関の情報共有。	<b>ケース会議</b> ・同左（関係課等出席）。	<b>ケース会議</b> ・同左。
R2. 10. 13	<b>定例受理会議</b> ・B県児童相談所からのケース移管として、兄弟を受理。（主訴：養護（母疾病））。		
R2. 10. 14	<b>B県児童相談所からTEL</b> ・R2. 10. 31 付けで兄弟の家庭復帰を決定。 ・家庭復帰後すぐにB県児童相談所、A市、当所にて家庭訪問を実施することとする。		
R2. 11. 30	<b>対面引継ぎ（B県児童相談所、A市、当所）</b>	<b>対面引継ぎ</b> ・同左。	<b>対面引継ぎ</b> ・同左。

日時	群馬県D児童相談所	A市	B県児童相談所
R2. 11. 30	<b>家庭訪問</b> ・兄弟と母、内夫が出迎え。兄弟はB県児童相談所の担当心理司が別室で面接。 ・母と内夫は、心配なことは特になく、やってみないとわからないと話す。 ・内夫は帰宅後や土日に兄弟とゲームをするなど、関係良好。 ・今後は、適宜、当所やA市に連絡するように伝える。	<b>家庭訪問</b> ・同左。	<b>家庭訪問</b> ・同左。
R2. 12. 1	<b>定例判定援助方針会議</b> ・継続指導開始（ケース移管）。		
R2. 12. 4	<b>母へTEL</b> ・本児Bの療育手帳申請を確認。 <母から> ・療育手帳は、保健センターで申請済み。 ・本児Bの問題行動について、スクールカウンセラーに相談したい。 ・褒めることを心がけているが、褒めると子どもが調子に乗る気がして、このままでよいか悩んでいる。		
R2. 12. 16		<b>母からTEL</b> ・学校での本児Aの学力面での遅れ、本児Bの問題行動等の相談。	
R2. 12. 18	<b>小学校へ電話</b> ・兄弟は元気に登校していることを確認。		

日時	群馬県D児童相談所	A市	B県児童相談所
R2. 12. 22	<b>家庭訪問（A市と同行）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母からは育児に関する質問が多数出る。</li> <li>・母との面談終了後、別室で兄弟と面談。            &lt;母から&gt;</li> <li>・本児Bは、学校での問題行動がエスカレートしている。</li> <li>・母の精神科受診先はB県内のまま。A市内の医療機関を勧められたが、通い慣れた病院を継続したい。</li> <li>・兄弟の放課後等デイサービス利用を検討中。内夫は「本児Bの問題行動もあることから、学校には登校せずに放課後等デイサービスの利用だけでよいのでは。」と言う。</li> </ul>	家庭訪問（群馬県D児童相談所と同行） <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左。</li> </ul>	
R3. 1. 19	<b>母からTEL</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ぎっくり腰になったこと、体調不良で精神科を受診していないこと、コロナが心配であることから、1月の家庭訪問を延期してほしい。</li> <li>→1月は電話相談とすることを伝える。</li> </ul>		
R3. 1. 22	<b>母へTEL</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近況を確認。</li> <li>・2月は電話で近況を確認することとし、3月に家庭訪問することを約束。</li> </ul>		
R3. 2. 20	<b>小学校へTEL</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近況を確認。</li> <li>・特記事項なく、元気に登校。友人トラブルなし。</li> </ul>		



日時	群馬県D児童相談所	A市	B県児童相談所
R3.3.1		<b>母からTEL</b> ・兄弟のことで相談したい。 →家庭訪問を提案するが、母は新型コロナウイルス感染が心配であるため、電話相談を希望。 <母から> ・3月の家庭訪問はコロナのため、延期してほしい。 ・嘘をつくため、養育に疲れた。内夫は兄弟の対応のため胃が痛いという。 ・放課後等デイサービスの利用は前向きでない。自分で子どもの特性を理解してから、利用させたい。 ・1伝えるのに10ほど話してしまうなど、必要以上に声をかけてしまう。	
R3.3.2	<b>A市子育て支援課からTEL</b> ・同右。	<b>群馬県D児童相談所へTEL</b> ・母との電話内容を共有。	
R3.3.18	<b>家庭訪問（A市と同行）</b> ・兄弟と母が在宅。 ・事前連絡なしに訪問したことに不満をもっているよう。 ・兄弟は「最近は嘘をついていない」と話す が、母は「兄弟の嘘に苦慮している」と話す。 ・放課後等デイサービス利用や状況に応じた兄弟の医療機関受診を提案するも「はい」と言うのみ。	<b>家庭訪問（群馬県D児童相談所と同行）</b> ・同左。	

日時	群馬県D児童相談所	A市	B県児童相談所
R3. 3. 19		<b>青少年支援センターへTEL</b> ・兄弟の登校状況は、問題ないことを確認。 ・「次年度はスクールカウンセラーが小学校に配置されるので、母が相談できるのではないか。」とのこと。	
R3. 4. 16	<b>母へTEL</b> ・コロナのこともあるが、新年度となったこともあり家庭訪問を提案。了承を得る。 <母から> ・放課後等デイサービスの利用を決めた。利用開始は6月頃。 ・学校生活は落ち着いている。 ・嘘をついてしまうことはあるが、兄弟はかわいい。 ・子どもの話をきいてもらえる場所があって良かった。		
R3. 5. 7	<b>母からTEL</b> ・学校でコロナが発生したため、今回は家庭訪問ではなく、電話に代えてほしい。	<b>母からTEL</b> ・6月から放課後等デイサービス利用開始 ・正式利用には至っていないが、母は5月中に放課後等デイサービス主催のペアレントトレーニングに参加予定。	
R3. 5. 10	<b>母へTEL</b> ・近況を確認。 ・次回は5月12日に電話することを約束。		
同日	<b>相談支援事業所へTEL</b> ・状況を確認。 ・放課後等デイサービスの利用が決定。勉強に力を入れているところ。		

日時	群馬県D児童相談所	A市	B県児童相談所
R3.5.12	<b>母へTEL</b> ・一回目の電話：本児らがまだ帰宅していないとのこと。 ・二回目の電話：不通		
同日	<b>母からTEL</b> ・担当者が不在であると伝えると「もう電話してこなくていいです」と話す。		
R3.5.24	<b>A市子育て支援課からTEL</b> ・同右	<b>群馬県D児童相談所へTEL</b> ・兄弟は6月から放課後等デイサービスの利用開始予定。 ・母からD県児童相談所やA市に相談意欲がない場合は、放課後等デイサービス利用開始に併せて、援助に目処をつける方向を確認。	
R3.5.25	<b>母からTEL</b> ＜母から＞ ・兄弟は、施設入所中から児童相談所など第三者の大人と面談すると「再度施設に連れて行かれるのではないかと考えてしまうため、家庭訪問ではなく、電話相談をお願いしている。 ＜担当者から＞ ・家庭復帰後、兄弟の生活は安定しており、母もよく対応している。 ・大きな問題が起こっていない場合は、当所の援助は一旦終了する場合がある。		
同日	<b>A市子育て支援課へTEL</b> ・母との電話内容を共有。	<b>群馬県D児童相談所からTEL</b> ・同左。	
R3.6.2	<b>小学校訪問</b> ・これまでの関わりを説明し、学校での見守りを依頼。 ・兄弟は、学校での特記事項なし。		

日時	群馬県D児童相談所	A市	B県児童相談所
R3. 6. 8	<b>母からTEL</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状特に問題がないこと、約半年間母が継続的に見守ってきていることを賞賛。</li> <li>・当所との係属を終了することについて、母は「大丈夫です」とのこと。</li> <li>・次回は10日に電話連絡することを約束。</li> <li>・母は、放課後等デイサービスでは、ペアレントトレーニングを受講予定と話す。</li> </ul>		
同日	<b>A市子育て支援課へTEL</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母との電話内容を共有。</li> </ul>	群馬県D児童相談所からTEL <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左。</li> </ul>	
R3. 6. 10 9:50	<b>放課後等デイサービスへTEL</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状況を確認。</li> </ul> <兄弟の様子> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初日から他児と関わりを持つことができた。生活にも慣れ、活動にも積極的。</li> <li>・本児Bは、宿題が終わっても片付けずに遊ぶことがあるが、医療機関受診ほどではない。</li> </ul> <その他> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後等デイサービス職員から、活動実績報告などで母へ連絡している。</li> <li>・今後も継続的に電話連絡を予定。</li> </ul>		

#### (4) 公判での証言内容等

##### ① 生活状況等

H18.3	母がクリニック（精神科・心療内科）を受診。 うつ病、境界性人格障害疑いと診断。精神障害者保健福祉手帳2級。 その後R3.6月まで月に1回、同クリニックへ通院。
H29.1	本児Bが「自閉症スペクトラム」と診断。
H29.8	父死亡。
H30.2	本児B療育手帳取得。
H30.4.20	本児Aの登園渋りを主訴にB県児童相談所への相談開始。
H30.9.28	本児A、本児Bを一時保護、その後措置入所。
H31.3	SNSで母と内夫が会う。
R2.9	母が内夫と前橋市に引越し。
R2.10.8	群馬県、B県の関係機関でケース会議。
R2.10.31	本児A、本児Bの入所措置解除。 母、内夫、本児A、本児Bで生活を開始。
R2.11.1	A市立小学校に転入。本児Bは支援級へ通級。
R2.12～	内夫が本児A、本児Bを叱るようになる。 内夫が本児Bを戸外へ閉め出すようになる。

##### ② 事件の状況等

R3.6.9～ R3.6.10朝	内夫が本児Bを叱り、玄関の外に閉め出す。 内夫は、本児Bに夕食を与えず。 母は4人での生活に不安を感じる。 【注】同様の事案がR3.6.7～8にも起きていた。
R3.6.10. 12時頃	母が本児A、本児Bを小学校に迎えに行く。
同日 14時27分	母が内夫に電話で犯行を告白する。
同日 15時17分	内夫が110番通報。 本児A、本児Bが病院に搬送。死亡確認。 【注】本児A、本児Bの胃・尿から、催眠薬、神経剤を検出。
R3.6.14	母、逮捕。 【注】逮捕後の精神鑑定の結果、母は情緒不安定性パーソナリティー障害と診断。

##### ③ 母、内夫の証言

ア 母

＜内夫と本児A、本児Bとの関わり＞

- ・当初、内夫との関係は良かった。
- ・内夫は本児A、本児Bの障害のことは知っていたが理解はなかった。
- ・内夫が怒鳴りつけるようになったきっかけは、子どもたちが、言われたことを理解できず、何度も繰り返し言わなければならないこと。母に対して怒鳴ることはなかった。

<内夫との生活>

- ・子どもたちと同居していることで、内夫は生活しにくくなっていると思った。
- ・実父が他界した後の3人での生活が辛かったため、内夫と別れることは考えていなかった。

<支援者への相談>

- ・主治医は児童相談所とも繋がっているため、主治医から児童相談所に話が伝わってしまうと思い、相談できなかった。
- ・母方祖母も児童相談所と繋がりがある。県外で距離もあるため、電話での相談ではかえって不安にさせてしまい、児童相談所に連絡してしまうのではないかと思った。

<施設入所>

- ・本児A、本児Bは、施設入所に恐怖心を持っており、2人がかわいそうであることから、施設入所は考えられなかった。
- ・母は、施設に預けるのは死んでしまうくらい嫌であり、2人からも嫌だと聞いていた。

イ 内夫

<本児A、本児Bとの関わり>

- ・本児A、本児Bを引き取り生活が始まった際には、母が叱る対応をし、内夫がフォローする役割分担をしていた。役割を決めた理由は、支援機関からの助言を受けて決めたもの。
- ・母が叱っても2人が言うことを聞かなくなったため、令和2年12月～令和3年1月頃から叱るようになった。
- ・叱る要因として、本児Aは同じことを繰り返すこと、本児Bは愚図って駄々をこねること。叱る際には「死ねば」「出て行けば」とは言うが、暴力はなかった。

④ 判決

- ・母に懲役10年（求刑：懲役15年）の実刑判決が下され、母は控訴せずに判決は確定した。

<事実認定>

- ・本児Aについて、前胸部を複数回突き刺し、失血により死亡させた。
- ・本児Bについて、胸部を1回突き刺し、失血により死亡させた。

※ 上記①～④には、事務局職員が公判（第一審）を傍聴し、母・内夫の証言、検察官や弁護人の発言等をもとに記載した事項を含む。

## 5 事案の検証における問題点・課題の整理

県外の児童相談所からの移管ケースであったが、移管元児童相談所とのケース会議、対面引継ぎ、同行訪問等を実施。母が新型コロナウイルス感染防止等を理由として、電話相談を希望したことから、その意向に沿いながら家族の状況を確認する中では、内夫と本児A・本児Bの関係は表面的には良好であると感じられた。

しかし、裁判において、内夫による本児A・本児Bに対する日常的な暴言や戸外への締め出しがあったことが明らかになったほか、母には関係機関に対して拒否感等があったとの証言があるなど、児童相談所やA市が把握していなかった内容が確認された事案である。

当部会において、整理した問題点・課題は次のとおりである。

### (1) 県外からの移管ケースの適正なリスク評価について

- ・ 家族構成員全員について、リスクとなる要因を把握できていたか。特に、今回については、新たな家族構成員となった内夫の評価が適切になされていたか。
- ・ 県外からの転居等環境が大きく変わること自体がリスクであると認識できていたか。
- ・ 転居や内夫との同居等の変化も踏まえ、母の生育歴・病状等、群馬県として適切なアセスメントはできていたか。
- ・ ケース移管時の引継ぎには、ベテラン職員を同席させるなど、複数で対応した方が、より多くの視点からリスクを分析できたのではないか。
- ・ 直接の家庭訪問が少なく電話対応が主となり、リスク把握が甘くなったことはないか。
- ・ 母の行動（心中企図、自傷行為、自殺未遂）や生育歴など、過去の記録から得られる情報を十分に把握し、リスク評価できていたか。

### (2) 積極的な関与を拒む保護者への対応について

- ・ 新型コロナウイルス感染防止等を理由として家庭訪問を拒む母に対し、この家庭に関わるための適切な対応を検討できていたか。
- ・ 母は「施設に預けるのは死んでしまうくらい嫌」という気持ちを裁判で明らかにしており、支援機関としては、この気持ちを母から事前に引き出すような関係性の構築を目指していたか。
- ・ 母と関係性が構築できるよう、担当福祉司以外の職員を同行等させるなど、複数の職員による確認ができたのではないか。
- ・ 積極的な関与を拒む保護者に対して、関係性が構築できるような相談援助技術を持つ児童福祉司がいるか。相談援助技術の向上が必要ではないか。
- ・ 母との関係性が構築できず、家庭内の状況が把握できない場合には、「子どもが安全安心な環境で生活できているか」に焦点を当て、母以外の家族や関係者に聴取を行うことを検討できていたか。

### (3) 家庭状況の把握について

- ・ 家族再統合後に家族内の関係性が変化する可能性があるという視点を持っていたか。
- ・ 母のいない状況（学校等）で本児A・本児Bと面接するなど、家庭の状況をより詳細に把握するための視点を持っていたか。
- ・ 明確な虐待情報がない中においても、内夫と直接面接して、内夫と本児A・本児Bとの関係や家庭内における本児A・本児Bの状況を確認するといった視点を持っていたか。
- ・ 学校関係者から詳細な情報を得るためには、「何か問題ないですか?」といった抽象的・包括的な質問ではなく、具体的・個別的な確認ポイントを児童相談所から示して、子どもの詳細な情報を聞くべきではなかったか。
- ・ どのような職種の職員が児童と面接するか、また、その時期等について、組織として適切な評価や助言ができていたか。

### (4) 関係機関との連携について

- ・ 母の主治医と連携し、母の健康状態・心理状態を把握できていたか。
- ・ 市役所・小学校・放課後等デイサービス等の関係機関との情報共有・役割分担が適切に行えていたか。
- ・ B県では、児童家庭支援センターが関わっていたが、本県の児童家庭支援センターは関わっていなかった。支援の手を広げるために、関係機関として巻き込むべきではなかったか。
- ・ 転入者はリスクがあるということを意識し、関係機関で情報共有できていたか。
- ・ 支援機関における旗振り役は明確になっていたか。
- ・ 他機関任せにすることなく、互いの機関の支援が重なるような連携ができていたか。



## 6 再発防止のための提言

以上の検証を踏まえ、当部会として次のとおり提言する。

### (1) 県外からの移管ケースの適正なリスク評価について

- ・ 県外からの移管ケースについては、転居等、環境が大きく変わることで自身がリスクであることを認識し、通常のケース以上に丁寧なアセスメントを実施し、リスク評価を行うことが必要である。特に、保護者の行動や生育歴など、移管元のケース記録から得られる情報は、児童相談所や市町村の担当部署全体で十分に把握し、例えば、保護者の心中企図・自傷行為・自殺未遂といった、今後のリスクとなり得る情報があった場合、移管元の児童相談所に確認する、医療機関へ意見聴取するなど、リスクを適切に把握し適切に評価することが必要である。
- ・ 移管元が詳細な情報を把握していない新たな家族（同居人等）については、当該者に直接聴取を行い、生育歴、子どもの養育に対する考え方等を確認し、リスクを評価することが必要である。
- ・ 県外からの移管ケースについては、転居のほか、同居人が新たに増えるなど、家族関係の変化があることが多いため、少なくとも2、3か月に1回程度は、現在の生活状況の他、保護者の生育歴や病状を児童相談所や市町村の担当部署全体で再度確認し、改めてケースのアセスメントやリスク把握などを行うことが必要である。
- ・ ケース移管時の引継ぎには、ベテラン職員を同席させるなど、必ず複数で対応し、より多くの視点からリスクを分析することが必要である。

### (2) 積極的な関与を拒む保護者への対応について

- ・ 新型コロナウイルス感染防止等、一見正当と思われる理由であっても、家庭訪問を拒むということはリスクとして捉える必要がある。このため、そのような理由により家庭訪問を拒む保護者に対しては、家庭に関わるための適切な対応策を組織として検討することが必要である。
- ・ 積極的な関与を拒む保護者の背景には、精神上・対人交流上の特性を有し、ストレス耐性が低く、新たな人間関係を構築することが困難な場合がある。そのような保護者と良好な関係を構築して対人援助を行えるよう、児童相談所職員や市町村職員、児童福祉関係者の相談援助技術の向上を図るための研修等を継続的に行っていくことが必要である。
- ・ 虐待等の主訴にとらわれずに、家族のリスクを適切に評価し、県外からのケース移管当初は、要保護児童対策地域協議会による支援を基本とし、実務者会議や個別ケース検討会議による支援策の検討・見直しなどを行い、リスクを減らしていくことが必要である。

### (3) 家庭状況の把握について

- ・ 児童が施設等から家庭復帰した場合において、児童福祉司指導や継続指導を行う場合は、家庭復帰後直ちに詳細な状況を確認するとともに、当分の間、2～3ヶ月に1回程度、同居家族全員から生活の状況の聴取を行うなど、家族関係の評価を行うことが必要である。
- ・ 家庭状況の把握のために、時には保護者のいない場面（学校等）で児童と面接するなど、家庭の状況をより詳細に把握することが必要である。
- ・ 明確な虐待情報がない中においても、同居家族に変化があった場合は、変化があつてすぐに、さらには当分の間、少なくとも2～3ヶ月に1回程度は、当該同居家族と面接して関係性を築くとともに、児童の状況や家族との関係性を確認することが必要である。
- ・ 学校関係者に児童の状況を確認依頼する場合、児童相談所から学校関係者に対して、確認してもらいたいポイント（要点）を具体的・個別的に伝達し、状況によっては、学校関係者から児童に話を聞いてもらうなどの手法を検討することが必要である。
- ・ 家庭状況の把握のために子どもが意見を表明しやすいよう、児童相談所職員等向けの専門研修を実施し、関係職員が専門技術を習得することが必要である。
- ・ より詳細な家庭状況を把握するため、児童との面接にあたって担当児童福祉司とは別に児童心理士等が対応するなど、多職種連携による支援を検討することが必要である。

### (4) 関係機関との連携について

- ・ 保護者が精神科に通院している場合や、関係機関がリスクとなり得る精神的状態を把握している場合、主治医等と連携するなどし、保護者の健康状態・心理状態を正確に把握することが必要である。
- ・ 市町村・学校・放課後等デイサービス等の関係機関との情報共有・役割分担を適切に行うことが必要である。また、支援機関における旗振り役（情報の集約先・支援の中心となる機関）を明確にすることが必要である。
- ・ 要保護児童対策地域協議会を十分に機能させ、転入者はリスクがあるということを関係者全員で意識し、関係機関で情報共有をすることが必要である。
- ・ 困難を抱える家族を理解し、適切な評価・支援を行えるよう、関係機関（教育・福祉・保健・医療等）職員の専門性を高めるための研修を充実させることが必要である。
- ・ 転入前に支援機関（児童家庭支援センター等）の関わりがあつたケースについては、同種の支援機関が関わりを持てるよう調整するなど、地域資源を最大限に活用し、支援を行き届かせることが必要である。

## 7 終わりに

今回の検証では、児童相談所の対応を中心に、県外からの移管ケースの引継ぎ時に留意すべきことや、コロナ禍におけるケースワーク手法、子どもの気持ちを表明しやすい環境づくり、さらには関係機関連携の重要性などについて、課題を整理し提言を行った。

今後、提言内容を踏まえ、困難な状況にある保護者の支援とともに子どもの命を守るための取組をさらに強化し続けていくことが求められる。このため、今回の提言内容を広く関係者に周知して情報共有するとともに、提言の具体化に向けた取組に速やかに着手されることを望む。

なお、今回の検証では、群馬県における対応を検証し、ケース移管元の対応は検証対象としなかった。しかし、移管ケースの場合、児童相談所間の情報伝達のあり方等を検証することも必要と考えられるため、今後、県外からの移管ケースを検証する際は、ケース移管元の自治体と連携して検証すること、さらには、本県から県外への移管ケースが検証対象となった際は、移管後の自治体の検証に積極的に協力することが必要と思われる。

## 群馬県児童虐待死亡事例等検証要綱

### 1 目的

検証は、虐待による児童の死亡事例等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために行う。

### 2 実施主体

県が実施することとし、検証の対象となった事例に関係する市町村は当該検証作業に参加、協力するものとする。

### 3 検証組織

検証組織は、群馬県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置・虐待対応専門部会（以下「専門部会」という。）とする。

### 4 検証委員の構成

検証委員は専門部会の委員で構成することとし、必要に応じて、関係者の参加を求めることができるものとする。

### 5 検証対象の範囲

検証の対象は、県又は市町村が関与していた虐待による死亡事例（心中を含む）を検証の対象とする。ただし、死亡に至らない事例や関係機関の関与がない事例（車中放置、新生児遺棄致死等）であっても検証が必要と認められる事例については、あわせて対象とする。

### 6 検証方法

- (1) 事例ごとに行う。なお、検証に当たっては、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを明確にする。
- (2) 県は、市町村、関係機関等から事例に関する情報の提供を求めるとともに、必要に応じ関係者からヒアリング等を行い、情報の収集及び整理を行う。その情報を基に、専門部会は関係機関ごとのヒアリング、現地調査その他の必要な調査を実施し、事実関係を明らかにするとともに発生原因の分析等を行う。
- (3) 専門部会は、調査結果に基づき、スタッフ、組織などの体制面の課題、対応・支援のあり方など運営面の課題等を明らかにし、再発防止のために必要な施策の見直しを検討する。
- (4) プライバシー保護の観点から、会議は非公開とすることができるが、審議の概要及び提言を含む報告書は公表するものとする。
- (5) 検証の具体的な進め方については、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成20年3月14日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に準拠して行うものとする。

### 7 報告等

- (1) 専門部会は、検証結果とともに、再発防止のための提言をまとめ、県に報告するものとする。
- (2) 県は、専門部会の報告を公表するとともに、報告を踏まえた措置の内容及び当該措置の実施状況について、専門部会に報告するものとする。
- (3) 県は、専門部会の報告を踏まえ、必要に応じ、関係機関に対し指導を行うとともに、市町村に対して技術的助言を行う。

### 8 施行期日

この要綱は、平成21年5月25日から施行する。

## 群馬県社会福祉審議会児童福祉専門分科会部会運営要領

### (趣旨)

第1条 群馬県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）児童福祉専門分科会の中に、次の部会を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 児童措置・虐待対応専門部会
- (2) 里親等審査専門部会

### (委員)

第2条 部会の委員は、それぞれ5名とし、審議会の委員又は臨時委員の中から審議会委員長が指名するものとする。

### (組織)

第3条 部会に部会長、副部会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、その部会の会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長が、その職務を代理する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、審議会の委員及び臨時委員としての任期とする。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (運営)

第5条 部会は、部会長が召集する。

- 2 部会長は、必要と認めるときは構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (所掌事項)

第6条 各部会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 児童措置・虐待対応専門部会

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第6項及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第32条に規定する児童の措置に関する事項、児童福祉法第33条の15第3項及び第4項に規定する被措置児童等虐待に関する事項並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に規定する児童虐待対応に関する事項、児童福祉法第35条第6項、第46条第4項及び第59条第5項に規定する保育所の認可、児童福祉施設の事業停止及び認可外保育施設の事業停止・閉鎖に関する事項の調査審議

- (2) 里親等審査専門部会

児童福祉法施行令第29条の規定に関する調査審議

### (会議及び議決)

第7条 部会は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。

- 2 部会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(権限の委任)

第8条 審議会は、次の表に掲げる意見の答申につき、部会にその権限を委任する。

児童措置・虐待対応専門部会	児童福祉法第27条第6項及び児童福祉法施行令第32条第1項の規定による知事の諮問事項についての意見に関すること 児童福祉法第35条第6項、第46条第4項及び第59条第5項の規定による知事の諮問事項についての意見に関すること
里親等審査専門部会	児童福祉法施行令第29条の規定による知事の諮問事項についての意見にすること

(答申)

第9条 部会は、審議会名を用いて前条に規定する意見を答申することができる。

(報告)

第10条 部会長は、前条に規定する意見を答申したときは、次に開催される審議会に報告しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、審議会においてこれを定める。

附則

この要領は平成10年 4月 1日から施行する。  
この要領は平成12年 4月 1日から施行する。  
この要領は平成20年12月24日から施行する。  
この要領は平成21年 5月 1日から施行する。  
この要領は平成24年 4月 1日から施行する。  
この要領は平成30年 4月 2日から施行する。  
この要領は令和元年 8月 1日から施行する。

**【検証組織の構成】****<委員>**

氏 名	職 業	備 考
小川 恵子	群馬県看護協会元監事	部会長
滝澤 琢己	群馬大学大学院教授	
齋藤 ソノ子	大泉保育福祉専門学校校長	R4. 3. 31まで
真下 潔	群馬医療福祉大学大学院非常勤講師	R4. 4. 1から
千葉 千恵美	高崎健康福祉大学教授	
山崎 由恵	弁護士	R4. 7. 31まで
小河原 亮	弁護士	R4. 8. 1から

**<群馬県児童虐待防止医療アドバイザー>**

氏 名	職 業	備 考
溝口 史剛	前橋赤十字病院小児科副部長	